

令和3年8月19日

市立小中学校
保護者の皆様

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

市立小中学校の夏季休業の延長について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては平素より学校における新型コロナウイルス感染症防止対策に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の深刻な感染状況が続いている事を踏まえ、学校における感染拡大防止対策と児童生徒の健康安全を確保するため、下記の通り夏季休業期間を延長いたします。

保護者の皆様には、多大な負担をおかけしますが、児童生徒の健康安全を第一に考え、感染リスクの低減を図る観点からの処置ですのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、このお知らせは現時点でのものですので、状況に変化があり変更がある場合はおってお知らせします。

記

1 夏季休業の延長期間

- ・令和3年8月25日(水)～8月31日(火)まで ※2学期開始9月1日(水)予定

2 延長の理由

- ・県内・市内での感染者の急増を踏まえ、児童生徒の健康安全を確保するとともに感染拡大を防ぐため。
- ・学校内での感染予防対策を再確認し、児童生徒の「学びの保障」を行う準備を整えるため。

3 夏季休業中の児童生徒の健康管理についてお願い

- ・感染症防止対策(うがい、手洗い、マスクの着用等)を心がけてください。
- ・ご家庭で毎朝ごとに検温をするなど、定期的にお子さんの健康チェックをお願いします。
- ・感染防止のための、不要不急の外出を避けてください。
- ・部活動等の活動は禁止とします。
- ・詳しくは「新型コロナウイルス感染症拡大防止徹底へのご協力について(依頼)」(別紙)をご確認下さい。

4 新型コロナウイルスに感染した場合(または検査を受けた場合)

- ・家族または児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合(または検査を受けた場合)は、学校または教育委員会へご連絡ください。

- ・感染の疑いがある場合は下記の相談窓口へ相談ください。

沖縄県 新型コロナウイルス感染症相談窓口コールセンター
098-866-2129

糸満市教育委員会コロナ報告用メールアドレス

休日などの感染報告は下記のアドレスあて、または左のQRコードよりメールで市教委までご連絡ください。
学校へ市教委より連絡します。

【e-mail】 it8@itoman-okinawa.ed.jp



【この件の問い合わせ先】 糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165

新型コロナウイルス感染症拡大防止徹底へのご協力について（依頼）

1 健康観察の徹底

登校前に自宅にて検温・健康観察の徹底をお願いします。その際、以下の場合は「出席停止」扱いとなりますので、学校と相談の上、登校を控える対応をお願い致します。

- (1) お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合
※この際、かかりつけ医や医療機関へ受診するようお願い致します。
- (2) お子様が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合
- (3) 同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- (4) お子様や同居のご家族が「PCR検査等を受けることになったとき」
※この際、速やかに、学校にご連絡いただき、PCR検査の結果が出るまでは登校を控えるようお願い致します。
- (5) お子様や同居のご家族が普段の状態とは異なり、体調不良等を感じる場合
- (6) お子様が新型コロナワクチン接種を受ける場合、及びワクチン接種に伴う副反応が発生した場合

※感染リスクにより、登校に不安がある場合も学校へご相談ください。

2 いじめ・誹謗中傷の防止について

- (1) 感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- (2) 正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願い致します。

3 マスクの着用について

学校教育活動（登下校時も含む）において、みんながマスクをすることにより感染リスクを大きく低減させることができます。身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するようご指導お願い致します。別紙資料「マスクの効果」をご参照ください。

但し、下記のような状況下においては、児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応しております。

- (1) 気温・湿度や暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- (2) 体育の授業等運動をしている場合
- (3) 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた場合

4 部活動について

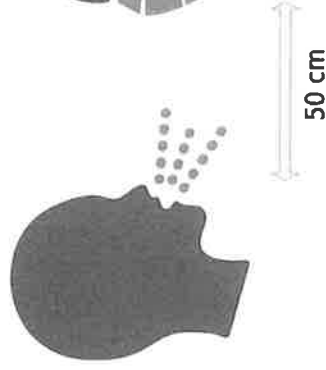
緊急事態宣言下における部活動は原則休止とします。但し、下記の場合はその限りではありません。

- (1) 九州・全国大会及びコンクール等に派遣されるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、2時間以内で必要最小限の人数にて行うことができるとします。
- (2) 九州・全国の予選を兼ねる県大会及びコンクール等に限り、学校長の許可の下、大会2週間前から2時間以内で必要最小限の人数にて行うことができるとします。
- (3) 上記の(1)(2)の際、部活動顧問が活動計画書の作成及び保護者同意書の提出を行い、校長の承認を得て、感染防止対策を遵守した上で実施することとします。

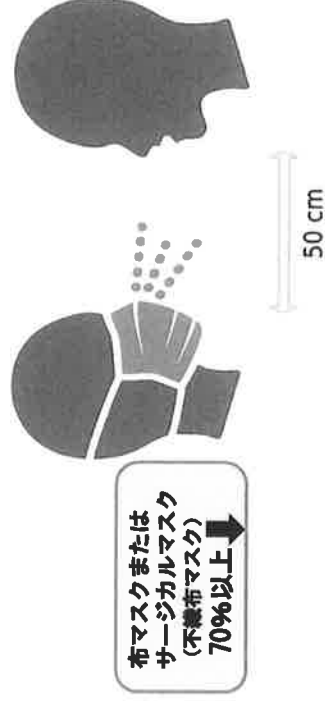
○マスクの効果

東京大学医科学研究所のデータを基に内閣官房作成

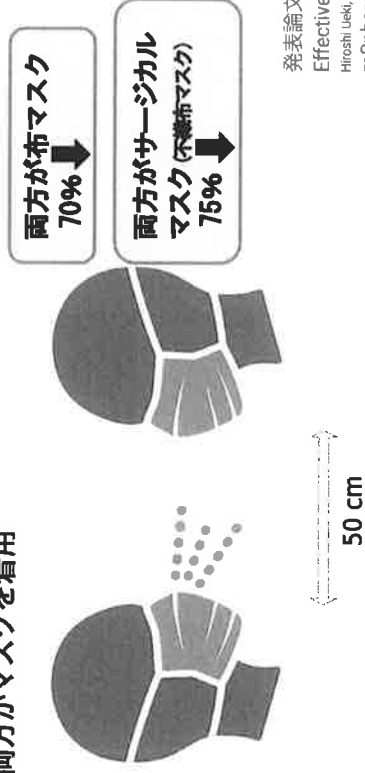
① 聞き手だけがマスク着用



② 話し手だけがマスク着用



③ 両方がマスクを着用



みんながマスクを
することが大切

発表論文

Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2
Hiroshi Ueki, Yuri Furusawa, Kiyoko Iwatsuki-Horimoto, Masaki Imai, Hiroki Kabata, Hidekazu Nishimura, Yoshihiro Kawasaka
mSphere 2020. DOI: 10.1128/mSphere.00637-20

厚生労働省 「新型コロナウイルスに関するQ & A」より